

## 令和7年度うしくグルメをつくるアイデアソン業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度うしくグルメをつくるアイデアソン業務委託

### 2 業務の目的

牛久市において、飲食に関わる成長意欲の高い事業者（個人事業主を含む）を対象に、アイデアソンを用いた自由な発想から生まれる新たな商品開発を支援することで、市内事業者、市民等の交流活性化を図るとともに、牛久市の名物となるような商品の開発の促進を図ることを目的とする。

### 3 業務の内容

#### （1）「アイデアソン」による新商品開発支援

##### ① 企画

##### ア 会場 市内

※ただし、カリキュラムによってより効果的に業務目的を達成することが見込まれる場合は、委託者の許可を得て市外の会場での開催も可能とする。

##### イ 回数 ディスカッション4回程度（キックオフ含む）、成果発表1回

※ディスカッション及び成果発表は8月～1月までの期間に実施する。

##### ウ 想定する参加者

##### ㊦ 参加事業者

|      |                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者数 | 3社程度                                                                                              |
| 留意事項 | ・事業者は、牛久市に所在する事業者（個人事業主を含む）に限ること。<br>・募集にあたっては、必要に応じて支援機関等と連携し、ヒアリングを実施するなどして、成長意欲の高い事業者を掘り起こすこと。 |

##### ④ ㊦の各事業者とディスカッションする参加者

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 参加者数 | 1社に対し5～10名                                                      |
| 留意事項 | ・参加者の住所地は、地域内外を問わない。<br>・募集にあたっては、意欲的にアイデアを提案できる人材が集まるよう配慮すること。 |

- ・㊦、㊧の募集に際しては委託者、受託者双方が連携して行うものとする。
- ・会場、日程等の調整及びカリキュラムの企画・設計を行うこと。
- ・成果発表は、支援者となる可能性がある者や牛久市の振興に関心のある者等（想定される例：投資家、ビジネスパートナー、金融機関、大学等の研究機関等）に対し、発表する仕組みとすること。なお、その際には、講評等により発表へのフィードバック、ブラッシュアップが図れるようにすること。
- ・適切なゲスト（専門家等）の選定及び依頼等の調整を行うこと。
- ・市町村及び支援機関等と必要な調整を行うこと。

## ② 運営

- ・会場、講師等との調整を含む当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・必要に応じてスタッフの手配を行うこと。
- ・出欠状況を管理し、問合せには適切に対応すること。
- ・参加事業者等を対象としたアンケートを実施し、集計分析を行うこと。
- ・ゲストへの旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・会場費、消耗品及びその他実施に係る経費の支払いを行うこと。

## (2) その他支援等

参加事業者に対し、次の①、②のとおり必要とされる支援等を実施すること

### ① 支援機関等の紹介

市内事業者の現状を十分に分析し、アイデアソンの参加事業者が、開発課題の解決や、販売などの新しい事業展開に速やかに動き出せるよう、必要とされる支援機関等を適切に紹介すること。

### ② 情報発信

新商品開発・販売などの新しい事業展開を後押しするため、委託者や受託者のWebサイト・SNS等により、本業務の内容を効果的に発信すること。

## 4 著作権の取扱い

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

## 5 成果品等

受託者は業務完了後、業務完了報告書とともに、以下のものを、委託者へ提出すること。

### (1) 提出物

- ・実績報告書 正本1部（紙媒体）
- ・写真、動画や業務に関連して作成した資料等の電子媒体 1式

### (2) 提出期限

令和8年3月31日

### (3) 提出先

〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目15番地1 本庁舎3階  
牛久市環境経済部未来創造課

## 6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗について随時委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、業務の取り組みや活動について委託者の指定するSNSで情報発信をすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は業務に疑義が生じた場合については、委託者受託者双方で協議して定めるものとする。